

令和 2 年度 東京都動物愛護管理審議会
第 4 回小委員会
会議録

令和 2 年 8 月 6 日
東京都福祉保健局

(午後2時00分 開会)

○松本動物管理担当総括課長代理 それでは、定刻となりましたので、東京都動物愛護管理審議会第4回小委員会を開催いたします。

まず、周辺にちょっと関係のない方がいらっしゃいましたら御退出のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

○田島動物愛護管理専門課長 それでは、東京都動物愛護管理審議会第4回小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、福祉保健局動物愛護管理専門課長の田島でございます。本日の会議は、新型コロナ対策の一環としまして、林会長を除き、Web会議による参加となっております。本小委員会では初の試みであり、一昨日の事前動作確認につきましては、多くの委員の皆様方に御協力いただきましたこと、この場を借りて改めて御礼申し上げます。通信環境に起因する遅延をはじめ、機器操作等の点で皆様にお手数をお掛けしますが、円滑な議事運営に御理解、御協力のほど、お願いいたします。

では、はじめに健康安全部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。

○高橋健康安全部長 健康安全部長の高橋でございます。委員の皆様におかれましては、お暑い中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。

一昨年、本小委員会を開催し、東京都における動物愛護管理に関わる現状や、動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況、それと動物愛護関連施策の中核を担う動物愛護相談センターのあり方について、御議論をいただき、同年12月26日に開催されました審議会において、中間報告が取りまとめられました。中間報告では、当時、議論されておりました動物愛護管理法の改正について、法改正の動向を踏まえ、推進計画に反映が必要な事項について、別途検討することとなっております。その後、昨年6月に皆様御存じのとおり、動愛法が改正され、さらに本年4月には基本方針も改正されたところでございます。本小委員会では、法や基本指針の改正を踏まえ、動物愛護管理施策の取組の方向性について、御審議いただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、中間報告以降の新たな取組についても報告いたしますので、これにつきましても御意見をいただければ幸いです。非常に限られた時間ではございますが、活発な御討議のほう、よろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、御審議に先立ちまして、このたび委員交代により、栗原委員の後任といたしまして、新たに杉並保健所生活衛生課長、濱委員に御就任いただいたところですが、本日所用により御欠席となっております。

それでは、早速議事に移ります。これからの進行につきましては、林委員長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 皆さん、こんにちは。この会議は原則公開になっておりますけれども、残念

ながらコロナ対策のため、一般の方の傍聴はお断りしているということを申し上げておかなければなりません。それから、本日マスコミの取材もございません。ただ、この資料及び議事録、これについてはこれまでと同様に原則公開となっておりますので、御了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○林委員長 それでは、これより議事次第に沿って進めてまいります。議題（１）東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正について、これについて事務局から報告いただきます。

○田島動物愛護管理専門課長 では、これよりお手元の「資料１ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例等の改正の概要」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、資料項番１、改正内容に記載のとおり、このたびの動愛法及び法施行規則の一部改正に伴いまして、動物愛護推進員等の規定が改められたため、条例及び条例施行規則について、所定の改正を行うとともに、規定を整備したものです。

具体的な内容は、（１）条例の部分、以下に記載のとおり、犬及び猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化に伴う規制の整理、こちらは法第３７条を受けてのものですが、あわせて、特定動物に、いわゆる交雑種が新たに追加されたことに伴う定義の整理、こちらにつきましては法の第２５条の２に係るものがございます。及び動物愛護推進員の委嘱が努力義務化されたことに伴う文言の整理、こちらは法でいいますと第３８条関係となっております。などとなっております。

なお、本条例等は、項番２に記載のとおり、本年６月１７日付で施行となっております。

甚だ簡単ではございますが、資料１の御報告は以上のとおりでございます。

○林委員長 資料１に基づいて御説明いただきましたが、基本的には重複する規定を整理したり、文言を追加したりということですが、何か御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。オンライン参加されている方、委員の方々もどうぞ御遠慮なく、あれば。よろしいですか。

(なし)

○林委員長 特にないようですので、次の議題に移りたいと思っております。よろしいですね。

次は、今度は議題の（２）になりますが、動物愛護管理法及び動物愛護管理基本指針を踏まえた取組の方向性について、これについても事務局から、まず御説明いただきます。

○田島動物愛護管理専門課長 では、これより「資料２ 検討事項、これまでの審議経過及び今後のスケジュール」につきまして、御説明いたします。

「１ 検討事項」は、２年ほど前の平成３０年８月３０日に開催されました、第１回審議会の資料１より抜粋したものです。今回の審議会では、ここに記載しております「（１）これまでの施策の評価及び今後の取組のあり方等」、あわせて「（２）国に

における法改正等の動向を踏まえた対応」及び「（３）動物愛護相談センターのあり方」が検討事項として挙げられております。

うち、（１）の「施策の展開の方向」に記載してございます、「動物の適正飼養の啓発と徹底」をはじめとする四つの柱は、中間報告においても地域推進計画に盛り込むべき主な事項として掲げられており、後ほど御説明する資料５にも記載されているところです。

お手数ですが、次のページにお進みください。「２ 審議経過及び今後のスケジュール」に記載のとおり、平成３０年度は検討事項「（１）これまでの施策の評価及び今後の取組のあり方等」及び「（３）の動物愛護相談センターのあり方」について、小委員会を設置して御審議いただき、下の表、中ほどに記載のとおり、平成３０年１２月２６日付で中間報告として取りまとめていただいたところです。その後、令和元年６月に動物愛護管理法が、令和２年４月に動物愛護管理基本指針がそれぞれ改正されたため、今年度は、このような国の動向を踏まえ、検討事項「（２）国における法改正等の動向を踏まえた対応」につきまして、御審議いただき、全体のまとめとして最終的な検討結果の報告、答申を頂戴するという流れになります。したがって、平成３０年度の中間報告を基礎に、新たに付け加える要素について、御議論等をいただくという流れになります。今回の都推進計画の策定に当たりまして、記載内容の拠り所となる施策の方向性について、委員の皆様は専門的知見や経験に基づく御審議をいただき、貴重な御助言等を頂戴できればと存じます。

また、表に記載された「答申に向けたスケジュール」につきましては、去る５月に書面開催いたしました第３回審議会におきまして、委員の皆様からおおむね御了承いただいたところであり、個別の御意見につきましては、本日配付しました資料３にまとめております。

甚だ簡単ではございますが、資料２の説明は以上でございます。

○林委員長 いかがでしょうか。ただいまの事務局の説明につきまして、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

オンライン参加の方々、どうでしょう。御質問があれば、どうぞ手を挙げてください。御質問以外に御意見でも結構です。

○平井委員 平井ですけど、よろしいでしょうか。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 配付いただきました資料の３のほうを拝見しまして、審議会のほうの意見なんですけれども、打越先生が書かれている御意見のとおりですね、委員会とか会議ごとにいろんな議論はあるんですけれども、それが具体的に形になっていくというところが、確かに、それはこの会議だけじゃなくいろんな会議でそういうことはあると思うんですけども、その結果、どういうふうになるかとか、その先どう進むかというところが、ちょっと間もあいたりしたこともあり、ちょっとぼやけているのかなというのは感

じます。ですので、せっかく有識者の方がここまで議論していますので、議論の内容が
一歩ずつ形になっていくといいなというのは共感いたしました。これは意見ということ
でお願いいたします。

○林委員長 これにつきまして、何かコメントありますか。確かに忘れてしまうというこ
ともありますしね。1回1回まとめてもらったほうがいいということですが、いか
がですか。

○田島動物愛護管理専門課長 委員からの御指摘もございましたとおり、正直申し上げて
非常に長い空白期間が生じてしまいました。今後、皆様方の御意見を逐一反映できるよ
う、審議を進めたいと存じます。以上です。

○林委員長 平井委員、よろしいですか。

○平井委員 はい、結構です。よろしく申し上げます。

○林委員長 それでは、ほかに。

○打越委員 挙手ボタン押したんですけど、いいでしょうか。

○林委員長 はい、どうぞ。

○打越委員 打越です。先生、聞こえていますか。平井先生、ありがとうございます。私
の意見を引用していただいたので、私も同様の印象を持っていましたけれども、今回小
委員会のための資料、事務局が作ってこられたものを全部予習して、委員から集めた意
見をまた反映し、すごくち密に資料を作ってきてくださったなというのを実感したので
、今回それをあえて繰り返さなかった次第ではあります。よろしく申し上げます。

○林委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。よろしいですか。

(なし)

○林委員長 ほかに御意見、御質問がないようでしたら、この議題についてはここまでに
したいと思います。

それでは、次、資料3に基づいて、また事務局から御説明いただくこととなります。

○田島動物愛護管理専門課長 では、引き続きまして「資料3 各委員から寄せられた御
意見」について、御説明いたします。

本資料は、去る5月に書面開催いたしました第3回審議会におきまして、委員の皆様
から頂戴した御意見をまとめたものです。御多用のところ、このような多くの貴重な御
意見をお寄せいただきましたこと、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

本資料には、先ほど御説明した答申に向けたスケジュールに関する御意見のほかに、
審議会検討事項の項番(2)、「国における法改正等の動向を踏まえた対応」の審議に
向けて、中間報告に記載された「動物の適正飼養の啓発と徹底」をはじめとした、「次
期推進計画に盛り込むべき事項」につきまして、今般の動愛法及び基本指針の改正内
容を踏まえた御意見等を掲載しております。

お時間の都合上、この場で個々の御意見を御紹介することはできませんが、後ほど御
説明する「資料5-2 マイクロチップ装着の制度化への対応」をはじめとする資料の

中に関連する御意見を載せております。そのほかの御意見につきましても、今後の検討の参考にさせていただければと存じます。

甚だ簡単ではございますが、資料3の説明は以上でございます。

○林委員長 委員によって随分、長いものから短いものまでありますけれども、これはあらかじめ読んでおいていただくということで、ここで読まれても結構なんですけど、何かこの各委員から寄せられた御意見についての御質問とか御意見ってありますか。いろんな御意見、これは今後また事務局として参考にさせていただいたほうがいいものも、先ほどもありましたけれども、あればぜひお願いします。

○打越委員 座長、いいですか。

○林委員長 はい、どうぞ。打越さんね。

○打越委員 はい、打越です。すみません、挙手ボタンを押したり、いろいろ手を挙げているんですけども、座長が指名いただくまでは黙っておくようにしますが。

○林委員長 いやいや、どんどん言ってください。

○打越委員 資料3、事前に読み込ませていただいて、共通項として感じたことが、多頭飼育の問題について随分多くの委員が御発言なさっているもので、それはその動物の救護の観点だけでなく、例えば、友森委員は災害時に多頭飼育問題が大きな課題になるとか、それから町屋委員からは、やっぱり獣医療や獣医学や警察との連携ということ随分お書きになっていらっしゃると思いますので、後ほど資料4や5を議論するときに多頭飼育、少し力を入れて発言させていただきたいと思います。

それと、やっぱり区市町村の動物愛護担当職員の設置についても、皆さんからの御指摘が非常に多かったという印象を受けております。

そして、資料4や5では触れられないテーマとして、資料3の最後の14ページになりますけれども、崎田委員は、これは東京都議会議員さんであられますでしょうか。

14ページのその他の崎田委員の議論、今後、景気の悪化が避けられない状況下にあつて、動物の適正飼養管理を推進することへの予算削減は避けられないので、知恵を出し合って費用対効果の大きな施策を実行して欲しいという御発言があります。これに動物を愛する方々が納得するか否かは別としても、恐らくこのコロナのための休業補償であるとか、かつてないほどの公的な予算を、東京都も全国の自治体も今、つぎ込んでいるところだと思います。ですので、どんなに動物を愛しているという声が集まったとしても、行政の中でない袖は振れないということが出て来得ると思いますので、じゃあ優先順位の捉え方として、何を重視して、これはやってほしいという声も出ているけれども、民間でできることは本当に積極的に応用していこうとか、私たちはこの優先順位付けを意識して施策を考える必要があるのではないか、その気を引き締めるといふか、覚悟が問われているかなというふうに感じております。以上です。

○林委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見、これは全ての分野において予算の削減というのは避けられない面がありますけれども、動物愛護に関する分野で、ど

ここまで頑張れるかということで、これは今の内からきちんと論議しておく必要がありますので、ぜひ資料4、次の議題のところでもまた御意見いただければと思いますが、これについて何か事務局のほうでコメントありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な御指摘ありがとうございます。確かに、非常に予算が厳しい状況ではございますが、優先順位をつけて取り組んでまいりたいと存じます。

なお、崎田委員におかれましては、公益社団法人 日本愛玩動物協会の部長に御就任されています。

○林委員長 よろしいですか。ほかに何か御意見、御質問はありますか。

はい、どうぞ工藤委員ですね。

○工藤委員 申し訳ございません、ありがとうございます。工藤でございます。打越先生の御意見で、動物の適正飼養の啓発と徹底のところ、自治体と行政職員向けの内容が必要であると思えます。法律や官民連携といったテーマも重要、さらにここからが私非常にありがたい御意見だと思ったのですが、さらに担当部局への参加依頼だけでなく、関心のある市区町村職員が参加できるように、時には土日開催にするなどをしていただきたい。「動物愛護管理行政は地域社会の課題であり、一般市区町村の業務でもある」という認識を定着させていくのが必要だと考えていますとお書きになっていらっしゃいまして、私も全く同じ意見でございます。

特に私は、いわゆる飼い主のいない猫の対策、地域猫対策というものは、港区の場合は飼い主のいない猫は協働推進課、五つの支所の協働推進課が担当。しかも協働推進課というのは町会担当でもありますので、町会説明会や町会長に御説明に行く、そういったことが非常に地域に近いので、スムーズに進むんですね。ですから、これは地域猫、飼い主のいない猫対策だけではなく、いわゆる多頭飼育崩壊を防ぐ上でも、また動物愛護の感情を育む上でも地域に密着した部署が地域に常に何らかの方法、手段を持っている、知識を持っているということはとても大事で、効果が非常に大きいです。港区を見ていて思います。ですから、これ拝見しまして、すごくうれしく思いました。打越先生、ありがとうございます。全く同感ですので、こういうような形で、例えば、町会担当ですとか、あるいは高齢者の方のペットの問題も多いですから、高齢福祉担当の職員さんとか、そういう方へ向けての講習会は、ぜひやっていただければと思います。ありがとうございます。

○林委員長 貴重な御意見ありがとうございます。大変な時期ではありますけれども、高齢者施設等での取組も、できる限り実行していただければと。先ほどの打越委員と、それから今の工藤委員のお話を参考にさせていただきたいというふうに思いますが、ほかによろしいですか。

○平井委員 よろしいですか。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 町屋委員が記載されている項目の中にあるのですけれども、今回の新型コロナ

ナ対応という、感染症というものと、感染症が流行しているときに災害起こると大変だよというふうに分けて議論されるケースが多いんですけども、私一連の対応をずっと2月以降やっておりまして、これ災害対応と非常に類似している、さらには前例がない、情報がないということで、自然災害の対応よりさらに難しい。実際に感染された、いわゆる非接触者の方だけじゃなく、感染を警戒される、怖がられる人たちへの対応も、今も非常に追われている状況です。ですので、この新型コロナ、今後流行る感染症の混乱の中で、これ危機管理として、災害対応と同じところで議論してもいいのかなど。のちに多分出てくると思いますけれども、今回も東京都のほうで感染した飼い主さんの動物、一時預かりなどをされておりますけれども、そういったことに関しても自然災害が発生したり、あるいは今は地震だけでなく豪雨災害のことも言われていますけれども、こういう飼い主の個人の努力でどうにもならないところを、どう支援していくか、あるいはどう対応策を考えておくかというところでは、これ一緒に考えてもいいのかなというふうに感じました。以上です。

○林委員長 ありがとうございます。具体的に一緒に考えるというのは、どういう形が考えられますか。

○平井委員 そうですね、例えば、今回入院とかホテルに入られる方が、ペットを預けないと入れない。だけれども、感染が怖いということで、ペットホテルなどでも預からないということと言われてしまうと、近隣に親族とか近い方いらっしやらなかったら、直ちに身動きが取れなくなる。これは災害時に避難所にペットが行けなくて危険な場所に残るという状況も同じだと思うのです。だから、対応の内容が変わるとは思いますけれども、例えば、人というか都民の安全を確保するために、そのペットをどうするかというところでは、考え方としては危機管理、災害対応に準じて、どう預かるかとか、あるいは民間とどう連携していくかとかいうところを検討する必要があるというところでは、災害対応と同じだと。

○林委員長 要するに、今、これから起こる自然災害、人為的な災害もあります。いろんな種類の災害があるわけで、今回のコロナ禍も一つの災害と考えれば。

○平井委員 そうです。

○林委員長 全ての災害において、一緒に暮らしているペットのことを忘れないでもらいたいと、どこかで論議をちゃんとすると、そういうことですね。

○平井委員 そうですね。ただ、これって動物福祉とか動物愛護という点だけでなく、これ人のための対策、人道支援というか、人の健康のための対策という視点が多分大事ななんでしょう。

○林委員長 はい。ありがとうございます。何か事務局のほうからありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 後ほど、災害対策の資料の中で新型コロナをはじめとした対策につきまして、御説明いたします。

○林委員長 大体予定の時間ですが、まだほかに何かありますか。

(なし)

○林委員長 なければ、次の議題に進みたいと思います。

それでは、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○田島動物愛護管理専門課長 では、引き続きまして、資料4の説明に入らせていただきます。お手元の資料4を御覧ください。お手元の資料4には、中間報告取りまとめ以降、昨年6月に改正されました動愛法と、本年4月に公布されました改正基本指針の主な改正事項とともに、都における中間報告以降の主な新規取組事項を載せております。

資料の左側には、「動物愛護管理法の主な改正事項」としまして、所有者等が遵守すべき責務規定の明確化をはじめ、五つの項目が記載されております。

同じく右側には、「動物愛護管理基本指針の主な改正事項」としまして、適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進をはじめ、八つの項目が載っております。

法・基本指針の改正につきましては、去る5月の審議会でも資料を御提供しており、お時間の都合もございませぬので、誠に申し訳ございませんが、個々の内容説明につきましては割愛いたします。

資料下部には、中間報告以降の主な新規取組事項が掲載されております。これは先の審議会でお示ししたものに一部加筆したものでございます。

冒頭の「動物の相談・支援体制の整備促進」に関しましては、令和元年12月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」におきまして、2030年に向けた政策目標として、動物の相談支援体制の整備を促進するなどした、「動物と心豊かな生活を送るためのプロジェクト」を設定したところでございます。

また、今年度より医療保健政策区市町村包括補助事業の中に、「地域における動物の相談支援体制整備事業」を設け、健康上の理由で飼い主が飼養を継続することが困難となった場合などに、身近な地域で相談や支援が受けられる体制づくりに取り組む区市町村を、上限額1,000万円、全額補助で3年間支援しているところでございます。

次に、本年3月には殺処分ゼロの実現につながった様々な取組や、保護・収容した動物の適正な取扱いの考え方につきまして、関係者との共通理解を持つことを通じて、今後の取組をより充実したものとするとともに、連携や協力の輪を更に広げることを目的といたしまして、「保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック」を策定いたしました。策定に当たりましては、本日御列席の林委員長及び友森委員をはじめ、有識者の方々から貴重な御助言をいただきました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

三つ目の風水害時におけるペットの同行避難への対応としましては、昨年10月の台風19号など、風水害時における各区市町村の対応状況や課題について調査の上、新たに風水害時を想定した具体的な対応策等を「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に盛り込み、改定したところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症入院・宿泊療養時のペットに関する対応としましては、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症による入院・宿泊療養時にペットの預かり先がない場合の相談を受け付ける専用ダイヤルを設けて、入院・宿泊療養時に預かり先が見つからない場合、動物愛護相談センターで緊急的に動物を一時預かりしております。昨日までの実績は、一時預かりとしまして、述べ頭数で、犬4、猫10、うさぎ4、ハムスター1及び患者宅での給餌として猫2となっております。現在、猫1頭をセンターで預かっているところです。

最後に、右側にございます大学との事業連携としましては、昨年11月、日本獣医生命科学大学主催の学園祭にブースを出展して、譲渡PRイベントを実施したほか、昨年12月には立川RISURUホールにおきまして、東京農工大学と連携して、動物愛護団体や事業者等を対象とした動物由来感染症がテーマのシンポジウムを開催いたしました。あわせて、東京農工大学が提案した「大学と自治体、企業、NPOの協働による高齢者の福祉向上を目指した動物との共生社会の実現と拠点形成」が、令和2年度大学研究者による事業提案制度で採択されたことを受けまして、今年度から令和4年度までの3年間、研究調査への支援、事業連携等を予定しており、基本協定等を締結したところでございます。

甚だ駆け足で申し訳ございませんが、資料4の説明は以上でございます。

- 林委員長 よろしいでしょうか。資料4は、A4にしますと随分字が小さいですが、最後の、特に中間報告以降の主な新規取組事項については、具体例も含めて御紹介いただきました。何か御質問、御意見ありませんか。特に中間報告以降の。
- 打越委員 町屋委員と友森委員も手を挙げていらっしゃいますけど、じゃあ先に発言させていただきます。
- 林委員長 はい。
- 打越委員 二点あります。まず一点目は、大学との事業連携のところですか。少し厳しい意見を前回の審議会のときにお伝えして、獣医科大学だけでなく文系の人文社会科学との連携もというふうにお伝えしたのですが、ここの日獣大でのブース出展というのは、それはそれでとてもよいことだと思うのですが、実は獣医系とか動物行動学がある大学というのは、動物が好きで入ってきている学生さんも多いので、わざわざ東京都が出張って行ってブースを作らなくても、実は熱心な活動を広めている学生さんが多いと思うのですね。ブースやったときの共感が得られるという点では獣医連携教育のほうとか、共感が得られるだろうとは思いますが、実は動物系とほとんど縁のない文系の大学などで展示することのほうが、ああ気付かなかったわとか、そういう新たな効果という点では、獣医系大学に出張って行って講演するよりも、文系ばかりの都内の私立大学とかのほうが、むしろ私は効果的なんじゃないか。そういうものの展示をさせてくれる大学があるかどうかにもよりますけれども、要は獣医系大学と組むときというのは、目的と狙いですね、それ次第かなというふうに思うので、これ日獣大で行くよりほかに、

例えば、立教大学とか青山学院大学とかですね、成城でもできるなら何とかと思いますけど。今、文化祭、今年はちょっとどこもできないと思うのですが、そういうやり方を頭やわらかく考えていていただきたいと思ったのが一点です。

それから二点目は、東京農工大学さんのプロジェクトでありまして、これは大学の側が提案したものを東京都が採択するという仕組みなのかなというふうに文章を読んで感じたのですが、間違っていたら教えていただきたいのですが、事業期間3年間で

1. 3億円というのが参考資料8に出ています。1. 3億円の東京都からの補助というもの、これは相当のことでありまして、民間企業の寄附講座より、場合によっては多いぐらいじゃないかなと。参考資料8です。大学からの提案を受けての採択という、要は新型コロナが騒動になる前の判断であった可能性があり、この3年間で1. 3億円というのを、幾ら大学と協定結んだからといって、固定の費用でいいのかというのは、都の予算のことを考えても、やはりきちんとした説明がほしいなという気はいたします。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。二つございますが、まず大学との事業連携、これはむしろ獣医系とか自然科学よりも文系のところなんかをやると、もっと効果的なんじゃないかと、これはおっしゃるとおりで、ただその場合ですね、大学で連携した事業をやる場合には、相手側にちゃんと確認、納得できる人がいるか、いないか、これが簡単に見つかればいいのですが、これまでなかなかやっていないのは、そういう方がいる場合とない場合があるのではないかなというふうに私は推測しますが、打越委員、何か具体的な、そこの大学にそういう方がいないと、やはり事業というのは核になる人が向こう側にいてくれないといけないわけですが、それは簡単に見つかりませんか。

○打越委員 おっしゃるとおりだと思います。そういうところをうまく発掘して行ってこそ、大学を利用できると思うので、東京都というのは全国の中でこれだけ大学と、そしてその保護者にアピールできる恵まれた環境ってないと思うのですね。なので、核となるような研究者がいるはずの大学を探して、戦略を立てていく、情操教育という観点から入ってもいいですし、江戸時代の、例えば動物と人間という文化史から入ってもいいですし、そういう戦略性をもって今後進んでいただけたらなという意味で、これまでのところ林座長のおっしゃるとおりだと思います。

○林委員長 ありがとうございます。二点目については、これは一点目も含めて、事務局のほうから、予算がきっちりした金額の予算ですが、これについての御説明というのはできますか。

○田島動物愛護管理専門課長 まず一点目の、いわゆる文系大学との連携につきましても、非常に新しい視点でございますので、今後参考にさせていただければと存じます。

二点目ですが、こちら大学事業提案につきましては、実は財務局が窓口として扱った案件でございます、財務局にエントリーをして審議、都民からの投票ですとか、そう

- いったことを経て決められております。採択につきましては、基本的に福祉保健局は余りタッチができない、財務局で決められている事業という位置付けになっております。
- 打越委員 わかりました。なるほど、動物行政としてはかなりの高額な事業であって、東京農工大学さんのほうに逆にきちんと成果が出るのか、社会的貢献に寄与するのかというプレッシャーをかけていっていただきたいなというふうに思います。公費使いますので。
- 林委員長 そうですね。これは、こういう研究費がついたというか、研究調査ですね。これは本当にありがたいことだと思います。彼らに頑張ってもらわないと、今後の展開が広がらないということもありますから、これは東京都とかから頑張ってくださいねというのも何かちょっと変ですかね。どこから言えばいいんですかね。
- 打越委員 いえ、東京都はお金の出しどころですので。
- 林委員長 東京都が主体となっていますか。
- 打越委員 東京都が東京農工大学にお金を出すのですよね、これ。
- 林委員長 そうですか、それじゃあ当然言えますね。
- 打越委員 そうです、株主と同様であって、何となくの調査とか、何となくぼんやりした研究成果では、今社会的に許されない状況ですので、果たしてどんな成果を東京都のために動物たちのために、あるいは高齢社会のために果たしてくれるのかというのは、折に触れプレッシャーをかけていくべきだと私は思います。
- 林委員長 それはもう、主催者であれば当然できるわけですね。いかがですか、そういうことで。
- 石塚健康安全課長 健康安全課長の石塚でございます。この事業、もちろん動物介在活動を通じての共生社会の実現という大きなテーマが決まっていますその枠があるわけですが、毎年度ですね、枠は決まっていますのですけど具体的な各年度の事業というのは今後、大学とも協議し、また財務局への協議も経て、決まっていくものでありますので、おっしゃるとおりですね、より都にとって有意義なものとなるように今後、細かいところは協議していきたいと、そういうふうに思っています。
- 林委員長 打越委員、よろしいですか。
- 打越委員 はい、いいです。町屋先生と工藤さんを先に発言を、失礼します。
- 林委員長 それでは、町屋委員、どうぞ。
- 町屋委員 大学との事業連携のところですが、私がちょっと気になったところは、農工大との事業内容の詳細のところですが、行動修正訓練とかにより治療した動物を動物介在活動に使うということになっているのですが、動物介在活動、動物介在教育にむいている動物は、非常に少ないのが現状です。盲導犬と同じような天性のものがかわってくるものなので、都がこういった事業を展開したところでお金の無駄になるのではないかと。実際にこういった活動はキャッチーですので、10年前ぐらいから他の自治体でもやられている活動の一つではあるのですが、成果というのを聞いたことがないで

す。なので、そういった実態調査も踏まえて検討しないと難しいのではないかなと思います。また、こういった動物介在活動、高齢者に対する活動ということであれば、獣医科大学ではなくて福祉系の大学とか、医療系の大学と協力してやるべきことだと思います。そうしないと、しっかりとした研究、成果というのが出せないのではないかなというところに大きな疑義がありました。

また、介在活動は本当に福祉系が中心になるものなので、獣医学系大学でやる意味をもう一度精査をして、この事業内容、具体的な内容についてはもう一度、見直されるのがいいのではないかなというふうに感じました。実際、介在活動で使用する犬の評価はすごく厳しく決められていて、ペットパートナーズ協会、旧称デルタ協会とか、IAHAIOでもマニュアルやガイドラインを出していますし、日本でもJAHAが出していたりしますので、そういったものをもう一度検証したり、確認していただいて、この内容が本当に適正なのか、1億円を使ってちゃんと効果が得られるのかというところを考えていただきたいなと思います。

あともう一つ、打越先生がおっしゃったとおり、文系大学に受け皿がちゃんとあるかということですが、東京藝術大学でTNR活動をしている学生サークルとか、早稲田大学でもたしかあったと思います。そういった方々にアクションしていけば、文科系大学にこういったブースということは可能なんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。すみません。

○林委員長 これについては何か、事務局のほうでお答えいただけますか。

○石塚健康安全課長 一点目でございますけども、先ほど申し上げたとおり、動物介在活動というテーマ自体は、財政サイドのほうで選ばれてありますので、その中でも委員おっしゃったような視点も踏まえまして、今後2年目、3年目の活動を検討する中で参考にさせていただきたいと思います。

なお、この研究の中で東京都の健康長寿医療センターと連携した研究を行うこととか、もちろん都の施策に今後反映していくというような視点も提案の中では入っていますので、いただいた御意見も踏まえまして、今後の活動を大学等とも調整していきたいと思っております。

○町屋委員 あと生きた動物にこだわる必要はないとは思いますが、反対に、動物福祉に反する行為、結局、人中心の話になってきてしまいますので、今、動物介在教育についても生きた動物を使わないようにするような流れにはなっておりますので、そういったことももう少し検討していただければなと思います。

○石塚健康安全課長 はい、御意見参考にさせていただきます。

○林委員長 よろしいですか、これなかなか重要な論議でありますので、始まったばかりですから、これを本当に実りのあるものにしていただければ、その点で事務局のほうでも頑張っていただければ大変ありがたいと思います。

ほかに。あともう一人、友森委員ですね。

- 友森委員 はい。
- 林委員長 まず友森さんのほうからで、そして工藤さん。
- 友森委員 よろしいですか。
- 林委員長 はい、どうぞ。
- 友森委員 町屋委員、ありがとうございました。言いたかったことを発言していただいて。動物福祉の観点から少し問題がある事業なのかなと気になっていたもので、改めて御検討いただければと思います。

私からは違う部分で質問ですけども、新型コロナウイルスの感染者を預かっていた点で、動相センターで緊急的に一時預かりを実施されているのですけれども、動相センターのキャパシティを考えると、どれくらいまで受け入れるつもりで準備をされていたのかと、あと受け入れるに当たって感染防止のために気をつけられたことなどがありましたら、私たちも動物がたくさんいるので、参考までに教えていただけますか。

- 林委員長 はい、それでは事務局のほうでお答えいただけますか。
- 近藤動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センターの近藤です、よろしくお願い致します。現在、動相センターでコロナ関係のお預かりをさせていただいているところですけども、分かりやすくいうと病床数、人間っぽくいうと4床しかないです。もともと動物由来感染症対策、特に狂犬病予防のために整備した施設の活用ということで、もともとの数はそんなにないのですが、工夫して今、4部屋対応できるようにしています。

一応始まる前から、今御質問のあったように、どんどん増えてきたときの受入れが、キャパがオーバーするのではないかという話だったのですが、幸い受入れのタイミング、あとお返しのタイミングがうまく回転して、4床の範囲で、先ほどの実績数、賄うことができております。ただ、今後増えてきたりとか、あとタイミングが悪くて同時期に複数家族の分もお預かりすることになれば、ほかの部屋を活用してやっ払いこうと。基本的には、先ほど平井委員が別のときにお話ししていたように、今回の対応は動物愛護というよりは人のための危機管理のほうで開始した事業なので、基本は受入れを拒否しないということで現場は頑張っています。ですから、工夫次第でどんどん増やしていくというような形で、手探りで今やっています。

それと二つ目の御質問の受入れ時の注意ですが、アニコムさんの話なんかが出ていて、一般の方も御存じかと思えますし、東京都獣医師会のほうで家族がコロナになったペットの取扱いで注意をホームページに上げているかと思えますが、基本的にはあれに準じた形です。うちのほうでは飼い主さんがわざわざうちの、城南島の施設ですけども、そちらのほうにお持ちになるというのはコロナの感染予防上、また飼い主さん自身の健康上、問題あるかということなので、うちの職員がお迎えに行き、その際に感染予防の処置をした形で車にお預かりする動物を乗せていただき、そのまま直に城南島の施設に連れてきます。受入れの際の施設の立入りの際には、防護服を着た職員がキャリーケースごとお預かりというか、お泊まりの部屋に連れていくと。それと、中での世話に関し

ては、今、学会で言われているように人間の場合ですと2週間ぐらいコロナが体内に生存するという事なんですけども、動物の場合はあくまでも、もらいというか、体の体表とか環境の汚染的な注意ということですので、1週間は、室内のお世話入の際は防護服を着て立ち入り、1週間過ぎたところからは簡易な格好でお世話している形になります。ですから、飼い主さんが2週間目一杯出てこなくなると、御家族のペットのほうに関しては1週間過ぎたぐらいから普通の病床というか、普通の部屋に移して、厳重な管理しなくちゃいけない部屋を、ほかの家族のペットの部屋に使うと。そういうような感じで回ってきています。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。それでは、最後に工藤さん、手を挙げておられました。よろしいですか。

○工藤委員 先ほど、町屋委員がおっしゃいましたのは、私が申し上げようとしたことと全く同じです。

○林委員長 わかりました。もし繰り返さなくていいのであれば、もうこれで。何か付け足すことはありますか。

○工藤委員 はい。町の地域猫の会なんかは20年やっていますけれども、他の大学でも先生も絡んでやっている、顧問になってやっているようなところもありますので、そちらのほうからのアプローチも可能かなと思っております。こういうふうに提言いただいて、打越先生、本当にありがとうございます。全く賛成でございます。

以上です。ありがとうございます。

○林委員長 わかりました。もしなければ、これについてはこのぐらいにしたいと思うのですが、次に資料5に基づいて、大体1時間ぐらいはかかるんじゃないかなと思われる、内容的に言えば動物愛護管理法基本指針の改正への対応で、これは論議いただくことが幾つかありますので、まず事務局から御説明いただいて、順番に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、これより「資料5 動物愛護管理法・基本指針改正への対応（案）」につきまして、御説明いたします。

本資料につきましては、中間報告において次期推進計画に盛り込むべき主な事項として掲げられました四つの柱ごとに説明をいたしまして、資料5-2など、枝番の付いた資料につきましては、初出の際、記載内容を説明することといたします。御意見、御質問等につきましても、柱ごとの説明が終了した時点で、それぞれお伺いすることといたします。

では、早速一つ目の柱である「1 動物の適正飼養の啓発と徹底」を御説明いたします。本資料は、先の審議会でお配りした「動物愛護管理法・基本指針改正への対応（事務局素案）」を改変したものです。したがって、本日配付資料も多く、かつ御審議の時間を確保する都合上、誠に申し訳ございませんが、事務局素案と重複する部分につ

きましては説明を割愛いたしますので、何とぞ御了承ください。

表の構成としましては、「動物の適正飼養の啓発と徹底」などの四つの柱に沿いまして、表の左側、即ち表側に、各柱に含まれる個別の施策体系が列挙されておりました、その体系ごとに中間報告における記載事項、関連する法・基本指針の改正内容及び中間報告以降の新規取組等を記載しております。

表の中ほどの「法・基本指針の改正内容、中間報告以降の新規取組」の欄には、各事項の末尾に括弧書きで基本指針などの引用区分を示してございます。

その右側にある「中間報告における対応状況」欄は、事項ごとに、既に中間報告で記載済のものは「済」と表示し、あわせて該当する中間報告記載事項番号も明示しております。

中間報告に新たに加える事項につきましては、「追加」と記しまして「推進計画への反映内容」欄に対応する資料を、「資料5-2」など枝番を付けて記載しております。

では、資料の記載内容の説明に移ります。

表の左側の施策体系「(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化」につきましては、中ほどの「法・基本指針改正内容」欄の上三つの事項につきましては、既に中間報告に記載済となっております。その下のマイクロチップに係る内容につきましては、先の審議会でお配りした事務局素案の中で「マイクロチップ普及啓発について」本委員会で検討予定としておりますので、中間報告に追記する事項となります。

お手数ですが、お配りしました「資料5-2」を御覧ください。

こちらの資料には、マイクロチップ関連で法・基本指針改正の内容、審議会委員からの主な御意見、東京都の、これまでの取組と右側のほうに今後の取組の方向性を案として示しております。

左側、動愛法基本指針に記載のとおり、業者に向けた登録の義務ですとか、変更登録の義務等が記載されておりました、こちらにつきましては、再来年、令和4年6月1日に施行となっております。

基本指針につきましても、記載のとおりとなっております。

審議会委員からの主な御意見につきましても、こちらに記載のとおりとなっております、一番下の都の取組状況としましては、平成19年度から区市町村の包括補助事業の中でマイクロチップの装着への助成、1事業当たり25万円を上限として2分の1補助で実施しているところでございます。2番目のセンターにおけるマイクロチップ装着につきましては、令和2年度から開始しております、本年7月27日現在、65頭の動物にマイクロチップを装着しているところでございます。

続きまして、右側の都の取組の方向性を御覧ください。

先ほどの動愛法改正内容に基づきまして、表にまとめたものでございます。中核市である八王子市を除きまして、この部分については助言・指導等の実施主体は都という位置付けになっております。ペットショップですとか、第二種動物取扱業、一般飼い主等

につきまして、それぞれ装着・登録の義務、努力義務等がうたわれているところでございます。これらを受けまして、下の白抜きでございますけれども、都の取組の方向性としましては、動物取扱者に対する監視・指導の強化ですとか、制度の定着に向けた啓発の展開ということを考えておりまして、具体的な取組につきましては、政省令等の改正を踏まえ検討することとしております。

簡単ではございますが、資料5-2の説明は以上でございます。

では、通し番号16ページの、先ほどの資料にお戻りください。

施策体系(2)の部分につきましては、改正動愛法等に特に関連する部分はございませんので、中間報告記載のとおりとなります。

次の(3)につきましては、基本指針の中に関連した事項がございます。こちらにつきましても、事務局素案の中で関連する事項として「市区町村における動物愛護担当職員の在り方」を本委員会で検討することとしております。

お手数ですが、次は、枝番の「資料5-3」を御覧ください。こちらは、2枚ものの資料となっております。

上段に法・基本指針の改正内容を記載しておりまして、今回、法第37条の3に、区市町村における職員設置の努力義務化ということで、下に記載のとおり、各自治体が条例で定めるところによりまして担当職員を置くよう努めるものとするとき、この職員につきましては、地方公共団体の職員で獣医師等の専門知識を有する者をもって充てるとなっております。

続きまして、基本指針につきましても、こちらに三点記載のとおり、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の関連部局間の連携ですとか、全ての市区町村に、その役割が期待されている、及び、最後の部分につきましては、地方公共団体の福祉部門等との連携を強化することが基本指針でも、うたわれているところでございます。

こちらにつきましては、下段のとおり、委員の皆様からも非常に貴重な多くの御意見をいただいているところでございます。

続きまして、2枚目に移っていただきまして、今後、区市町村に期待される役割としましては、こちらに記載のとおりとなっております。先ほども委員の方々から御指摘ございましたとおり、多頭飼育問題をはじめとしまして、動物飼育に関わる問題を、まさに地域に密着した問題として捉えまして、都と連携した普及啓発ですとか、地域住民に対する直接的な指導等を実施していただきたいと考えております。

下の表につきましては、左側に現状、右側に、それぞれ期待される役割を記載しております。御案内のとおり、現状でも動物飼養に関するいろいろな問題に取り組んでいただいているところではございますけれども、今後、この問題への相談支援体制の整備を図っていくことが期待されると考えております。

下の括弧書きは、狂犬病予防法等に基づきまして、犬の登録、狂犬病予防注射の徹底

ですとか災害時対策、こちら先ほど委員の皆様から御指摘ございましたけれども、こちらにつきましても、期待される役割としましては、犬の適正飼養の徹底ですとか、災害時の備えと発災時の危機管理体制の強化、これは後ほど資料でまた改めて御説明をいたします。これらの役割が期待されているところでございます。

下半分の都の取組の方向性として、今、御説明しました部分の区市町村の取組を支援するという位置付けで、左側、具体的な支援のイメージという形で四つほど記載しております。区市町村における普及啓発の強化ですとか、相談支援体制のサポートをしていくと。あわせて、関係機関が連携して対応できる体制の整備と、都と区市町村の連携の強化を図っていくということで、具体的には協議会等を設置して共有する仕組みを構築していくことを考えております。

右側、参考といたしまして、先ほど触れました区市町村包括補助メニューの中の地域における相談体制のフロー図を掲載しているところでございます。

では、申し訳ございませんが、再び、また16ページの資料5に戻っていただきまして、一番下の(4)の部分につきましては、法・基本指針改正内容の欄の二つの事項とも、既に中間報告に記載済となっております。

次葉をおめくりいただきまして、17ページの部分になりますけれども、(5)の施策体系の部分につきましては、一つ目の事項は中間報告に記載済、続く二つの事項につきましては、中間報告へ追加として、先ほど御説明した「資料5-3」に記載しております。

最後の(6)の部分につきましては、中間報告の記載内容に追加等はありません。

甚だ駆け足ではございますけれども、一つ目の柱の御説明は、以上でございます。

○林委員長 これ、結構あちこち飛びますけれども、いかがですか、委員の皆様。どこからでも、今御説明いただいた範囲の中であれば、御質問、御意見いただきたいと思えます。

○田中委員 町田市の田中です。発言してもよろしいでしょうか。

ちょっと、どこの資料のところかと言おうかと思っていたのですが、この資料の中で、5-3の裏側のところの区市町村に期待される役割ということで、災害対策の話が少しあったかと思うんですけれども、そこで、町田市のほうも、いろいろ自主防災組織に対して、昨日、今日、明後日、説明会開いたりとか、あと避難場所の開設キットみたいなものを用意して、同行避難についていろいろ周知をしているところなんですけれども、やはり、ちょっと学校さんのほうの意向というのがあったりとかして、なかなか同行避難についてうまくいかないということが、今、起きております。これは、立ち話的な感じで、ほかの自治体の災害対策担当の方と話をしても、やはり同じようなことがぼつぼつ起きてるとというのが現状かなというふうに、今、感じてるところなんですけれども、避難施設の多くが、小・中学校というところになりますので、その保護者に対してとか、あと教職員に対して、ぜひ同行避難についての必要性というものを東京

都さん経由で統一的に周知していただけるといいなというふうに思っております。ちょうど、今回の資料の中でも区市町村と連携し、教職員等に対する知識の普及や情報提供、学校現場への支援ということがうたわれてますので、ぜひ、その部分についてはお願いしたいなというふうに思っているところです。

以上です。

- 林委員長 これは、町田市の田中委員からお話ありましたが、これ、東京都として、ぜひ受けとめていただきたいということですが、何か事務局のほうで。
- 田島動物愛護管理専門課長 この件につきましては、教育庁との調整という形になりますけれども、御意見を踏まえまして検討してまいりたいと存じます。
- 林委員長 ということで、よろしいですか。
- 田中委員 ありがとうございます。
- 林委員長 では、ほかに何か御意見、御質問。ございませんか。

今、町屋さんと友森さんが順番に手を挙げられましたけど。どうぞ、町屋さんから。

- 町屋委員 すみません、先に失礼いたします。

上から順に見ていきますと、マイクロチップのところですが、これについて、例えばマイクロチップの番号とかを都に報告させるとか、そういうことは考えてはいらっしやらないですかというのが一つ。

あとは、多頭飼育に起因する問題への対応のところ、他部署、福祉部局との連携というのがありますが、ここは、やっぱり警察ともしっかりと連携していただきたいなと思います。というのも、結構攻撃性の強い飼い主さんがいらっしやるので、職員の身を守るというところでも、警察と一緒に動かれるのがいいと思います。そのためには、やはり、平時からのお願いというか、連携を上層部で整えておくというのが大切なんじゃないかなというのがあります。

また、多頭飼育問題で一番問題になるのが受け皿なんですね。例えば、こういったアニマルホーダーの飼い主さんが、動物を手放すといったときに、速やかに保護できれば一番早いんですけども、保護できる場所がないから二、三頭ずつと保護している間に、気持ちが変わられて、もう手放さないということが、実は当協会などもありまして、それで救えなかった、結局うまくいかなかった、解決にもっていけなかったという反省があります。これは来年度施行される第一種動物取扱業の飼養管理基準の中で頭数制限とか出てきたときにも同じような問題、相談はあると思うので、こういった動物たちの受け皿というところもしっかりと整えていく必要があるのかなと思います。

あともう1件、23ページの東京都の取組の方向性の中で、左下、都と区市町村の連携強化というところなんですけど、これは本当に、ぜひやっていただきたいなと思います。例えば区によっては獣医さんがいない区もあります。ケースによっては、獣医さんのいる区といない区では対応が全然違ったりします。そういったとき、相談者の方が、どこに相談していいか分からなくなるということがありますので、そうなったときに、例

えば、都のセンターに、相談者から区に相談したんだけども取り組んでくれなかったと相談があったときに、都のほうから区のほうに、助言していただくとか、そういった相互の連携というのをしていただければなと思います。

すみません、以上です。

○林委員長 いかがですか、これに対して。

○田島動物愛護管理専門課長 まず、マイクロチップの件ですけれども、こちらにつきましては、参考資料3ですね、通し番号62ページになりますけれども、御案内のとおり、今、国のほうでも指定登録機関というところにマイクロチップの情報を集約するという形で考えておりますので、基本的には、必要に応じて都からも、この指定登録機関に照会をして確認をするというようなスキームで考えているところでございます。

次の多頭飼育に係る警察との連携につきましては、今後、警察とも調整をしながら、ケース・バイ・ケースで考えていきたいと存じます。

二番目の受け皿の件につきましても、こちらも今後検討する材料の一つになっていくものと理解しております。それと、獣医師のいない区の件でございますけれども、私の記憶の範囲では、今、特別区は獣医職としての採用が、恐らくないものと存じますが、そのことも踏まえまして、個々の事例に応じまして、区と都、先ほどの協議会の話もそうですけれども、連携を密にできるような体制を構築するために、今後、検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○林委員長 よろしいですか。

それでは、友森さん、先ほど手を挙げておられた。

○友森委員 よろしいですか。

多頭飼育のところなんですけれども、その関係する部署とか、あと警察との連携ももちろんするのと、あと、町屋委員がおっしゃったように、そこに保護先がないために多頭飼育の現場に介入しても、なかなか早期解決ができないという問題もあるんですが、毎回感じるのが、本当にとんでもない頭数になってから私たちは介入するので、そうなる前に都として多頭飼育の、崩壊する前の、たくさん飼ってる方の把握というのをできないものかなというのを以前から考えているのですが、いかがでしょうか。

○林委員長 いかがですか。

○田島動物愛護管理専門課長 現状では、まだ一般飼い主の多頭飼育の把握は検討しておりません。ただ、福祉分野との連携もそうなんですけれども、当然、区市町村の身近な窓口といいますか、地元では、民生・児童委員等の方々が、ふだん訪問している御家庭等もございまして、多頭飼育問題の悪化が懸念される場合には、速やかに区の保健所ですとか、都のセンターに情報提供してくださいということで、情報共有を働きかけております。そのようなルートからは、十分な世話ができていない頭数が多い御家庭については、早期に情報が回ってくることになりまして、そこでまたアクションを起こして

適正飼養に向け、飼い主さんにも働きかけをしていくと、そういうかたちで、今、鋭意取組を進めているところでございます。

○林委員長 ということよろしいですか。

ほかに何か、御意見、御質問。どなたかありますか。大丈夫ですか。

○平井委員 よろしいでしょうか。発言してもよろしいですか。

5-3のほうの資料で、動愛法の改正のところで動物愛護管理担当職員は公共団体の職員であって、獣医師と動物の飼養・保管に関して専門的な知識というふうにあるので、そこは、これでいいんだとは思いますが、実際に、現在の多頭飼育崩壊の問題であるとか、あとは動物の専門的知識というよりも人とのコミュニケーションとか問題解決のスキルがなければ、動物の生態とか獣医学に詳しくても解決できない問題というのは多々あると思うんですね。ですので、動物の取扱いに関しては、これでいいんだと思うんですが、起こっている課題に対して対応する部分では、獣医師以外のコミュニケーションスキルであるとか、福祉関係の方であるとか、そういった分野の方との連携も必要かなというふうに思います。

もう一つ、多頭飼育に関してですが、実際、今、コロナウイルスがペットから人へというのはありませんけれども、まだ報告はありませんが、猫に関しては、もう感受性が高いのではないかというのは実際言われていて、それで飼育放棄につながらないかということ非常に心配しているわけですが、海外で見られるオランダなどのミンクの農場、ミンクファームの非常に劣悪な環境ですね、多数いて、ふん尿とかが、もう舞い散ってほこりになっているようなところでは、そこに働くスタッフだとかへの感染というのも確認されています。やはり、そういったところで心配になるのが、ちょっと前ですけど、北海道で一つの家で二百何十匹というような猫の飼育崩壊があったと思うんですが、そういう衛生環境が悪くなるということが、猫から人へというよりも環境から人へという感染の可能性になるのだとしたら、この多頭飼育崩壊というのは、やっぱり、これも動物保護という視点だけではなく、こういう感染症対策としても、ちゃんと取り組まなければいけないのかなというふうに思います。

以上です。

○林委員長 どうもありがとうございました。おっしゃるとおりですね。

特に事務局から何かありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 貴重な御意見であり、参考とさせていただきます。ありがとうございました。

○林委員長 ほかに、手を挙げておられる方。

○打越委員 打越です。よろしいでしょうか。

多頭飼育の問題について、環境省のほうで、今、全国の自治体の動向の調査をしております。環境省で多頭飼育対策を福祉関係者と連携して解決する、先ほど平井委員がおっしゃったとおり、動物を救護するではなくて、問題を解決するという観点から検討会

が立ち上がっているところです。そこで、実は集めているデータが非常に重要かつ膨大で、一般の方々、お目通しとかがいただけないほどの量なんですね。ただし、そこで示唆している情報が非常に重要ですので、先ほどの町屋委員や平井委員がおっしゃった、友森委員がおっしゃったこととも重なりまして、幾つかちょっと情報提供させていただきます。

まず、攻撃的な飼い主がいるという場合には、やはり警察との連携だというふうに町屋委員がおっしゃったところなんですけれども、飼い主が攻撃的で威圧的で支配的で、かつ動物の死体が、もうその現場にあるような状況ですね。非常に、動物たちも痩身であったりとか、感染症、炎症を起こしているというような場合には、これは明らかな動物愛護管理法違反として警察が出てくる余地が生まれ、そのときには専門家としての見解として、やっぱり獣医師会、獣医師が必要になってくるということが見えています。多頭飼育の問題解決のときのパターンが、実は4パターンありまして、一つ目のパターンは、警察と獣医師会との連携が功を奏したというパターンであります。獣医師会だけに協力してもらったとか、警察だけに協力してもらったということがなくて、あるときには警察と獣医師会に頼んでいるというふうにセットで浮かび上がることが多いんですね。これは、つまり、死体が出る、あるいは攻撃的な飼い主への対策のパターンだと思います。

次に、友森委員もおっしゃっていましたが、早目に気がついてほしいというようなお話があったんですが、きちんと飼うことができない、体力的、経済的あるいは精神的に飼うことができないというものに関しては、福祉系の担当職員で社協が、市町村レベルの社会福祉協議会が出てきてくれることで、本人を説得することで解決するパターンというのが、今、増えてきています。これは、一般市町村の支えがあってだと思いますので、これから先は、ここを力入れていくべきかな、というふうに思っています。

もう一つは、愛護センター、行政の動物愛護担当職員と地域の自治会が組んでいるようなパターンが出てきています。その行政のセンターと地域の自治会が組んで解決するのは、先ほどの平井委員のおっしゃった、不衛生であると。公衆衛生上、近隣住民にとっての迷惑であると。虫が出る、騒音、臭いのというような悪臭が出るのというようなところからスタートした問題の場合には、動物愛護担当職員のところに来たクレーム、地域住民とともに公衆衛生上の観点から解決するというようなパターンが少し見えてきています。

そして、最後に動物愛護のボランティアさんが引き出して救護することで解決するというパターンも、あります。これは、動物を愛している飼い主さんだけど、やっぱり適切に飼えていないという場合には、動物愛護団体さんの活動が功を奏するところだというふうに思います。ただ、先ほど、町屋委員からシェルターがないと、受け皿がないと、せっかくそのときにはもう手放すよと言ったのに、後から気が変わって手放さなくなってしまうからこそ受け皿をという御意見があったんですが、私も、行政の側で受け皿

を作ることは、もう喫緊の課題だと思っているんですけども、逆に手放すよと言って手放すことが決まった後に、でも行政の側で受け入れるというのが決まっても、なお、やっぱり返せと、あのとき手放すと言ったのは、ボランティアが何とかって言ったからだとか、行政が何とかって言ったからだ、俺は気が変わったというふうにしても、手放して受け皿もあるのに、やっぱり気が変わる、あるいは行政が受け入れてから返還請求を弁護士と共に出してくるというパターンもあるので、受け皿があるかないかが手放すかどうかの判断ポイント、あるいはそのタイミングで今手放すと言ったんだから、ちゃんと出さないよとボランティアさんがどんなに強く言っても、それは功を奏さないとか、やはり飼い主の説得ということをきちんとやらなければならないので、社会福祉協議会、一般市区町村の生活保護や精神保健の担当者さん等との、地域包括支援センターとの連携というのが大事になると思います。それについては、東京都の資料の5-3の②ですね、通し番号23ページの区市町村医療包括補助事業メニューというのが、これが医療と書いてありますけど、医療福祉の連携で、恐らく地域包括支援センターを基軸にした取組なのではないかと思っていますので、やはり、ここをしっかりとしていく必要があるんじゃないかと思っています。

なお、23ページの図、この下の下段の東京都の取組の方向性（案）の、そのすぐ下、「相談支援体制整備・強化に取り組む区市町村を支援」というスローガンのようなものが入っていますけれども、この表現だと、どうも東京都の待ちの姿勢に見えて、待てる側と言うんですか、頑張る、やる気がある区市町村があれば、東京都が応援するよというふうな表現に見えてしまうんですね。東京都が区市町村に無理難題の負担をふっかけているわけではないよという意図だとは思いますが、このままですと、東京都が待ちの姿勢でやる気のある区市町村があったら手伝うけどねというふうな印象になるので、むしろ育ての姿勢とか、育てる、多頭飼育問題とか不適正飼養の問題が地域の課題だということで、区市町村が積極的に取り組むような育成とか育てというような言葉遣いをしたほうが、私はいいんじゃないかなと感じています。待ちの姿勢から育ての姿勢になってほしいと思っています。

それに関連して、東京市町村自治調査会という東京都内の一般市さんが出資しているシンクタンクがあります。町田市さんは、政令市なので違うんですが、例えば清瀬市とか東村山市とか立川市とか三鷹市とかが、全部入って、一般市レベルの行政課題の研究報告書が、今年の3月、ペット問題で一般の市も積極的にやらねばならないということで報告書を出しており、私のほうも講評出していますので、これ、東京都の側に提出しますので、ぜひ委員の方々に、要は一般市が、もう頑張りは始めている、東京都の中でということをお伝えしておきたいと思っています。

以上です。長くなりました。

- 林委員長 どうも、貴重な情報提供ありがとうございました。ぜひ、東京都は無理のないところで、無理というのは、働き方改革を崩すようなところまでは人間というのはで

きませんから、ちゃんとした仕事の範囲の中で、待ちの姿勢ではなくて、育てる姿勢でやってくださいということで、非常に貴重な御意見だというふうに思います。

あと30分切っちゃったんですが、これ全体で、あと御説明何回ありますか。

○田島動物愛護管理専門課長 3回です。

○林委員長 じゃあ、ここでよろしければ、次のあと三つのことですね、四つのうちの一つしか、まだ終わってないのか。そうですね。じゃあ、よろしいですか、次に移って。

では、お願いします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、大分お時間も押しておりますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

次、2番目の取組の推進の18ページの資料となりますけれども、こちらにつきましても、ポイントとなる部分のみ御説明させていただきます。

一番重要な部分が、最上段の空欄の行ですけれども、こちらにつきましては、先の審議会でお配りした素案の中では、皆様方に推進計画における数値目標の設置の可否ですとか、「致死処分数の内訳」と基本指針における「殺処分の3分類」との文言統一について、本委員会で検討予定としていた部分でございます。この件につきましては、本日お配りした資料3にまとめたとおり、委員の皆様から貴重な御意見等を頂戴したところです。これらの事項につきましては、基本指針にも記載のあることから、中間報告に追加することとなりますが、現在、事務局で方向性を検討しているところであり、誠に申し訳ございませんが、次回小委員会で具体的な反映内容をお示しすることにいたしますので、何とぞ御了承いただければと存じます。

そのほかにつきましては、中間報告における対応状況、「済」ですとか、下から3番目、センターにつきましても、第2回の小委員会で審議をしていただきまして、その内容につきましては中間報告に反映させていただいているところでございます。

あわせて、この表の中ほど、「(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及」の部分ですけれども、法・基本指針の改正内容の2番目の部分、引用が抜けておりました。こちらにつきましては、「基本指針」が引用区分になりますので、事務局を代表してお詫びいたします。

以上でございます。

○林委員長 非常に短くお話頂きましたけど、何かこのところで御意見、御質問ありませんか。

よろしいですか。

○友森委員 友森です。よろしいですか。

一番下の譲渡拡大のための仕組みづくりなんですけれども、現状、東京都の動相センターへの収容動物を見ていると、老齢の犬や、あとは不適切な飼い方をしていた多頭飼育だとか、あと、きちんと健康管理をしていなかった犬猫の収容が増えてきているんで、実際問題として譲渡が難しい動物が増えているということなので、この状況で単純に譲

渡の支援をしていくのか、または致死処分数を減少させていくために終生飼養に近い形で管理をしていくのか。そのどちらを目指すのかを、まず検討したほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田島動物愛護管理専門課長 （端末の不調により）一部聞き取れなかったのですが。

○林委員長 いかがですか。どなたがお答えになられますか。

○田島動物愛護管理専門課長 すみません、一部分、御質問が聞き取れなかったのですが。

○林委員長 すみません、今、事務局のほうで御質問、御発言が聞き取れなかったとのことですけど。友森さん、もう一度、最後のところだけ言ってください。

○友森委員 最後のところの部分。

譲渡が困難な動物が東京都の場合は非常に多いというので、単純に譲渡推進といってもなかなか無理があるのではというのが現場の感覚なんですけれども、それでも何らかの工夫をして強引に推進していくのか、高齢の動物とか、飼いにくい、慣れにくい猫ちゃんをもらってもらえるのか、もしくは、もう本当に収容した動物を今後致死処分しないということであれば、終生飼養をするための管理について検討するのか、こういったふうに保護していくかというのを、まず方向性を決めたらどうかなというのが。

○林委員長 いかがですか、事務局。これ、非常に難しい問題なんですけれども。

○田島動物愛護管理専門課長 この場では即答できかねる内容ですけれども、貴重な御提言でございますので、今後検討してまいりたいと存じます。

○林委員長 そうですね。これまでも、この論議はずっと審議会でやってきてる、小委員会でもやってますけれども、すぐお答えはできないと思いますが、おっしゃることは、やっぱり検討しなければいけないということは事実ですね。

そして、次の方。

○打越委員 打越です。よろしいでしょうか。

今の友森さんの意見に近いというか、それより踏み込んだ意見になると思うんですが、先ほど確認した資料3、つまり親会委員会からの委員からのたくさんの意見の中で、致死処分数の減少に関してのところには、状況次第では積極的な安楽死措置も必要という声が随分出てきています。それから、譲渡適性の基準をきちんと見定めるということや、もし、殺処分する場合に、きちんとした安楽死の手法を取るといようなことも提言してくださっている委員が出てきています。ですので、東京都としてみれば、政治的に安楽死、今、人間の安楽死の問題で、全く違う次元で議論が混乱してしまっているんですけども、動物に関しては、そういうことも含めて、ただ、殺処分数の、致死処分数を減らすというのではない、むしろ毅然とした安楽死、その手法、そして適正な譲渡基準というものを定めて、今、生き地獄にある、あるいは苦しんでいる動物を減らすということに力を注いでいただきたい。かつ、それは委員の中で明言はしていなくても、だんだん委員の体制がそういう議論になりつつあるということを読み取っていただき

いというふうに感じています。ですので、致死処分数という単語を使い続けるのか、例えば、引取り数を減らすという方向、つまり安易な、あるいは無責任な繁殖が続いてしまっている状況をきちんと制限する、サポートするとか、それからペットの遺棄であるとか迷い猫などが出るようなことがないようにするとか、センターに持ち込まれる引取り数を減らすということのほうが、私は重要だと思っています。

それともう一つ、これは行政がやることかは分からないんですが、動物病院、街中の動物病院での安楽死処置というものについても、そろそろ真剣に考えるべきだと思うんです。高齢化して、あるいは病気が深刻になってきた大型犬を最後までみとるとするのは本当に大変なことであり、そのためのものすごく高額な医療費や大変な飼い主としての労力を、飼い主が割きたいなら、それはそれで幸せな犬だと思うんですけども、そこをあまりにもがんじがらめにするよりも、動物病院で、場合によっては、あえて飼い主と動物のために安楽死を考える、その上で、その飼い主さんには、今、保護シェルター、民間保護シェルターなどで、もう既にあふれかえっている犬や猫たちを新たに引き取ってもらうというふうな好循環を生み出すという発想も必要ではないか。これは、命の選別に関わってくるというところですので、私のような立場じゃないと発言しにくいことだとは思いますが、でも、要は、高齢な犬や猫を抱えていて、ボランティア団体にも、とてもじゃないけど引き取ってもらえないという人たちが、行政に致死処分のために持ってくるようなことよりも、むしろ飼い主の愛情があるうちに、きちんとお金を払って街中の動物病院へ、飼い主の胸に抱かれて安楽死をするということが通るようになれば、ただ致死処分数の削減だけに行政が振り回される状況を変えていけるのではないかと、そういうふうに思っていますので、致死処分数の更なる減少ではなく、できれば引取り数、そして繁殖制限であるとか、動物病院の、街中の営利でやっている病院の協力であるとか、適正基準の判断とか、そういったものを委員の発言の中からも読み取っていただきたいと、そのように考えております。

即答していただかなくて結構ですが。

- 林委員長 この話は、もう5年以上前から全く同じような話をしているわけです。この審議会でも。なかなか、5年たっても簡単には解決できない問題なんです。だから論議をやめろじゃなくて、論議を、やっぱりさらに続けていくということですね。それしか、ちょっとないだろうと思います。

ちょっと、残された時間が15分ちょっとしかないので、この問題をやっていると何時間もかかりますので、ほかに何かなければ、あと二つ説明いただくんですね。

どうぞ。

- 田島動物愛護管理専門課長 では、続きまして、19ページの「3. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進」について御説明をいたします。

こちらにつきましても、枝の資料のみの御説明に代えさせていただきます。24ページの「新たな規制を踏まえた動物取扱業の監視指導①」を御覧ください。「資料5-4

」になります。

こちらも2枚ものになっております。1枚目につきましては、法・基本指針の改正内容が記載されておりました、下に東京都の現状、2018年度ですと、約4,900件の事業者数ですとか、監視指導、約4,700件、最近は、いわゆる販売業は減少傾向にあるんですけども、保管業、展示業等が増加傾向にあるということでございます。

続きまして、2枚目に移りまして、こちらにつきましては、四つの項目に分けて、委員の方々からいただいた御意見をまとめてございます。下半分の部分ですけれども、今後の都の取組の方向性につきましては、こちら、下線部の部分が中間報告の記載内容に今回追記した事項となります。今回、一番目の「動物取扱業の監視強化」につきましては、今回の新たな規制等法令周知の徹底を図るですとか、業態の種類や新たな規制を踏まえた事業者評価を行いまして、重点的な監視が必要な施設には、きめ細やかな監視指導を実施すること。あわせて、適正な飼養管理の具体的基準が第二種取扱業者にも準用されることを踏まえまして、新たに第二種動物取扱業者に対する立入・指導の実施を考えております。最後が、新たな規制を踏まえた処分基準を明確化しまして、事業者の法令違反については厳正に対処をしていくことを考えております。

二番目の「効率的・効果的な監視指導・周知」につきましては、ICTを活用した事業者情報の管理ですとか、簡易な届出につきましては、電子申請を行うなど、手続業務の効率化も推進してまいりたいと考えております。さらに、今回定められる数値基準の遵守状況につきまして、事業者による確認を推進するとともに、蓄積された遵守状況に関するデータを解析・検証いたしまして、得られた結果を、また監視指導に有効活用することも考えております。

最後でございますけれども、委員の方々から御指摘もございましたとおり、「事業者による自主管理の促進」ということで、都民からの苦情等に基づきましてトラブルにつながるケースの要因を分析した上、分析内容を踏まえた自主管理票の作成ですとか、業者に対する研修や監視指導時に自主管理点検票の使い方ですとか数値基準に基づく確認ポイントを周知するなど、事業者による自主管理への支援を考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

- 林委員長 新たな規制を踏まえた動物取扱業の監視指導、2ページにわたって御説明いただきましたが、何かございますか。
- 打越委員 打越です。

25ページが一番下、事業者による自主管理の促進というところで、分析内容を踏まえ自主管理点検票を作成というのは、これは食品衛生法上と言うHACCPのようなやり方を少し考えているということでしょうか。実際にペットの業者に、これがうまく定着するとは限らないんですけども、考え方としては、長い目で見て食品衛生法上のHACCP手法というのは分からなくもないので、どういうところから、この議論が出て

きたのか、教えていただけますか。

○林委員長 事務局、よろしいですか。

○田島動物愛護管理専門課長 こちらにつきましては、基本指針のほうにも盛り込まれている内容でございますので、HACCP等にもございますとおり、今後は事業者自らが自分の営業状態を点検していくという趣旨を踏まえまして、今回提案したものでございます。

○林委員長 ということで。

○打越委員 ありがとうございます。

○林委員長 ほかにはございますか。

○町屋委員 町屋です。

19ページの動物取扱業の監視強化のところなんですけど、実は今、コロナ禍で展示業の、野生動物カフェとかが、結構廃業したりとか、あとはオーナーが代わったりとか、そういったことが起きているようです。そういった中で、やっぱり、そこで飼養されていたエキゾチックアニマル、フクロウとかの行方とかが分からなくなっている、どうなっているのかというのが全然出てこないことに、ちょっと不安を感じる場所です。恐らく、これからも、こういった展示業の中には、どんどん廃業せざるを得ない状況に追い込まれてしまうケースというのがあると思うのですが、廃業したお店で飼われていた動物たちは、犬猫と違ってなかなか次の飼い主にとすることは難しいので、彼らがどこに行くのかということや都でも把握しているのか把握できていないのであれば、これから追って調査はしていくのかということや教えていただければと思います。

○林委員長 お答えできますか。

○近藤動物愛護相談センター所長 動物愛護相談センターです。

御質問の展示業の廃業に伴う飼養動物、特に犬や猫以外のエキゾチックとか言われている動物ですが、行方は追えていません。個人の所有物の追跡というのは、基本的に皆さん御存じのとおりできないので、今の制度上、動物センターとしては、廃業された事業者さんが任意でしゃべっていただければ、あそこに行ったんだなということは把握できますが、届出であるとか、強制的に言わせるとか、そういうことはできないので、把握できていません。

それと二つ目の、調査しませんかという話ですが、今のところ、する予定はありません。

以上です。

○林委員長 ということで、おっしゃるとおりですね。

よろしいですか。ほかに。ほかによろしいですか。

もしよろしいようでしたら、最後の資料5-5に基づいた災害への備えと発災時の危機管理体制の更なる強化ですかね、これについて御説明いただいて、御質問、御意見いただきたいと思います。どうぞ。

○田島動物愛護管理専門課長 では、四つ目の柱の新規資料は、「資料5-5」になりますので、こちらにつきまして、簡単に御説明させていただきます。

左側に記載のとおり、この件につきましては、委員の方々から非常に多く御意見を頂戴しております。大きく三つの柱に分けて記載をしておりますが、これらの内容を踏まえまして、右側に都の取組の方向性ということで、中間報告からの追記を含めて掲載しているところでございます。

柱としては五つございまして、最初の「事業者やボランティア等と連携した災害への備え」につきましては、ペットホテル等を通じた普及啓発の強化のほかに、動物愛護推進員等を対象とした災害への対応力向上を目的とした研修を実施することを考えております。

二番目につきましては、令和元年度に改定しましたマニュアルを活用しまして、同行避難を前提とした区市町村の防災計画の作成ですとか、その計画に定めた対応を円滑に実施するためのマニュアル整備を支援してまいります。加えて、避難所運営における関係団体やボランティア、事業者等との連携構築を支援していくことを考えているところでございます。

三番目につきましては、「ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり」でございますけれども、こちらにつきましては、最後の部分でございますが、広域的な連携を推進するために災害時や緊急時における隣接他県との協力体制、こちらも御指摘のあったところではございますけれども、今後整備を検討してまいりたいと存じます。

四番目は「センターにおける災害時の対応体制強化」でございますけれども、先ほど委員からも御指摘ございましたとおり、下線部でございますが、今回の新型コロナ発生も踏まえまして、緊急避難的な一時預かりの役割を果たせるよう、必要な機能を整備していくとしているところでございます。

簡単ではございますが、御説明は以上のとおりです。

○林委員長 いかがでしょうか。これまで委員の方からいろんな御意見いただいておりますけれども、それに対して東京都としてどう取り組んでいくかという案も右側のほうに示されていますが、御意見、御質問ございませんか。

○打越委員 打越です。よろしいですか。

26ページの委員からの御意見の一番下、ほかの自治体との連携のところです。どなたの意見かなって探しますと、恐らく工藤委員が全国から救護のボランティアが入ったというようなところを書いてらっしゃるんだと思うんですね。また別の観点から、実は広域というところを東京都として考えておくべきだなと思ったのは、まず、東京都の場合には、災害、地震が発生したときに帰宅困難者が大量に発生する、本来の人口の、多分倍ぐらいの人々が首都圏に入ってきて、埼玉、千葉、神奈川から入ってきていて、その人たちが避難所に身を寄せたいというふうに言ってくる可能性がありますよね。そうなりますと、地域の自治会の中では、ここはペットの受入れ云々というふうには言ってい

ても、大量の帰宅困難者という、常日頃の合意形成ができていない避難者とのやりとりが出てくる可能性があるということで、帰宅困難者の人間の扱いをどうするかというのも意識しておいたほうがいいのではないかと思います。

その逆で、今度は、おうちにペットを置いてきちゃった、東京都内同士であっても、職場にいて被災するとか、電車の中にいて被災するというので、私、ペットを家に置いてきてしまった、どうしようというので、避難所に、とりあえず身を寄せたものの大騒動になるというパターンが出てくるかなというふうに思いました。地震においては、自宅でないところで被災するリスクが非常に高い、少なくとも朝7時から夜7時までの間、自宅にいない人、結構多いと思いますし、土日、今はコロナで家に自粛していますけれども、外出している人は多い。ですので、地域の中で自治会長さんであるとか、都の合意形成、あるいは地元の小学校との合意形成という話だけではなく、ペットと飼い主がばらばらなこともあるのだと、だから、いざというときに家を、出かけるときに前提で、そうすると、家の中でいろんなものが倒れやすいとか、ペットにとって危険だということがないように、自宅にいないときの被災を念頭に置いた都民への普及啓発と帰宅困難者のことを考えた普及啓発が必要ではないかと思いました。

以上です。

○林委員長 そうですね、いろんなケースが考えられると思いますが。

○平井委員 平井です。発言よろしいですか。

打越先生の御意見は、東日本大震災のときの新宿駅付近で実際に起こっています。ですので、今、無理に移動せずに会社に、勤務先にとどまるという取組が防災のほうで進められているところですが、おっしゃったように、じゃあ、勤務中で自宅に動物がいたらということが問題になるところではあります。ただ、今、もちろんこれは東京都で考えていることですから、自治体として何ができるかというところを主眼に置いていますけれども、今後起こる首都直下、それから南海トラフ三連動、それと豪雨災害は、これ、私、コロナに似ていると思うんですけども、地震のように被害が遭った人が家にいられなくて避難所に行くのではなく、被害に遭わないように予防的に避難するというと、避難者の数がすごく増える。それは、コロナに感染しなくてもコロナが怖くて心配になるということと同じぐらい分母が大きくなっていく中で、いま一度、行政の支援がなくても乗り越えられる飼い主力と防災力という部分を強くしていただくという取組を同時進行していかないと、これ、キャパシティが、もう超えてしまう事態が最近起こりつつあると思っております。ですので、災害の形というのが変わってきている、そういう中で、自治体が何ができるかということ以上に、自治体の支援がなくても生き残ってくださいという、そしてペットを守ってくださいということにも、ちょっと視点を置かねばならないんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○林委員長 おっしゃるとおりで、東京都は、もともと、ありとあらゆるいろんな想定を

考えても、全ての人の要求を受け入れられるような状況にはないと思いますね。その中で、じゃあ、どういう優先順位を決めていくのかということまでも含めて考えていかないと、とても無理だろうと。そういう意味じゃあ、ここの災害への備えだけじゃなくて、実際に災害が、そういった場合の危機管理体制というのは、本当に大変になると思います。おっしゃるとおりです。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

もし、よろしいようでしたら、今日、大体、あと二、三分あるんですが、その他という議題もあるんです。その他で何かありますか。これ、事務局あるいは小委員会委員の皆様で何かありましたら、出しておいてもらおうと、今後のあれにつながると思っていますので。いかがでしょうか。何か、その他としてございますか。特にないですか。事務局のほうもないですか。

○田島動物愛護管理専門課長　ございません。

○林委員長　そしたら、これで私のほうの進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田島動物愛護管理専門課長　林委員長におかれましては、本当に長時間にわたりまして進行の労をお執りいただきまして、心より御礼申し上げます。

その外の委員の皆様方も、本当に熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日頂戴した御意見等は、次回の小委員会に反映させていただきたいと存じます。

次回の小委員会につきましては、後日、日程調整表をお送りいたしますので、御回答のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の小委員会を閉会といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午後　3時59分　閉会)